

県北広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和3年12月24日

県北広域振興局長 高 橋 進

- 1 路線名 一戸山形線
- 2 供用開始の区間 九戸郡九戸村大字長興寺第1地割字外川62番11地先内
- 3 供用開始の期日 令和3年12月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 令和3年12月24日から令和4年1月24日まで